

千曲市立中学校部活動指導員設置要綱を廃止する告示

教育総務課

千曲市立中学校部活動指導員設置要綱（平成30年千曲市教育委員会告示第8号）は、廃止する。

令和8年8月26日提出

千曲市教育長 蟹澤 友司

条例、規則等の名称	千曲市立中学校部活動指導員設置要綱
制 定 区 分 (該当字句を ○で囲む)	廃 止
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	学校教育法施行規則第78条の2（昭和22年文部省令第11号） 地方公務員法第22条の2第1項第1号（昭和25年法律第261号）
<u>提案理由</u> 部活動の地域展開に伴い、中学校部活動は地域クラブへ移行した。今後、部活動指導員を任用することはないため廃止としたい。	

千曲市立中学校部活動指導員設置要綱を廃止する告示

千曲市立中学校部活動指導員設置要綱（平成 30 年千曲市教育委員会告示第 8 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 月 日から施行する。